

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例の一部改正について（概要）

1 改正の理由

施設運用の見直しにより、開館時間を変更するものです。

2 改正の内容

条例第7条第1項「午前9時から午後9時まで」を「午前9時から午後5時まで」に変更します。ただし、施設の予約状況に応じて、午後9時まで延長可能とします。

3 施行年月日

令和3年4月1日から施行します。

議案第 号

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例の一部改正について（案）

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年 月 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例の一部を改正する条例（案）

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例（平成26年南砺市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「午後9時」を「午後5時」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、施設の予約状況に応じ、午後9時まで延長することができる。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

南砺市井口カイニヨと椿の森公園条例新旧対照表(案)

現行	改正案	備考
<p>(開館時間) 第7条 公園の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p> <p>2 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を臨時に変更しなければならない。</p>	<p>(開館時間) 第7条 公園の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、施設の予約状況に応じ、午後9時まで延長することができる。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項に規定する開館時間を変更することができる。</p> <p>3 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を臨時に変更しなければならない。</p>	<p>閉館時間の改正及び施設利用時間の規定の追加 上記の改正に伴う項の追加 字句の改正及び項の繰下げ</p>